

軽自動車税（種別割）の減免の対象となる障害一覧

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症
聴覚障害		2級および3級	同上
平衡機能障害		3級	同上
音声機能障害 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		同上	特別項症から第2項症
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症
下肢不自由	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症および第1款症から第3款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症
体幹機能障害	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症および第1款症から第3款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	——
	移動機能	1級から6級までの各級	——
心臓機能障害		1級および3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害		同上	同上
呼吸器機能障害		同上	同上
ぼうこうまたは直腸機能障害		同上	同上
小腸の機能障害		同上	同上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	——
肝臓機能障害		同上	——
療育手帳受給者		療育手帳に判定が 最重度 [Ⓐ] または 重度A と記載されている方	
精神障害者保健福祉手帳受給者		1級で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・ 障がいの治療のため通院されている方 	

※障害の区分（総合等級）が複合している場合、障害の区分ごとの障害等級により判断します。